

**阿賀野市**  
**し尿収集運搬業務委託及び**  
**複合ごみ資源化処理業務に関する**  
**調査特別委員会**

**—検査報告書—**

**令和5年2月**

**阿賀野市議会**



## 目次

---

1	検査の趣旨	1
2	調査特別委員会の設置	1
	(1) 設置の経緯	1
	(2) 検査事項	2
	(3) 委員会の定数	2
	(4) 委員長、副委員長、委員の氏名	2
	(5) 委員会の運営と情報公開の取扱いについて	3
3	特別委員会等の開催状況	3
4	記録、資料の提出	4
	(1) 執行機関に提出を求めた資料等	4
	(2) その他提出を求めた資料等	5
5	参考人、執行機関の出席等	6
	(1) 参考人として出席を求めた者、証言を求めた事項	6
	(2) 執行機関として説明を求めた者、説明の概要	14
6	検査の結果	16
	(1) 覚書に関する事項	16
	(2) 阿賀野市環境事業公社との現金の授受に関する事項	17
	(3) 契約に関する事項	18
7	まとめ	19
	(1) し尿収集運搬業務委託	19
	(2) 複合ごみ資源化処理業務	21
	(3) 提言	22
	(4) 総括	23



## 1 検査の趣旨

令和4年8月5日の議員懇談会において、執行部から説明の「し尿収集運搬業務委託及び複合ごみ資源化処理業務」の説明があった。その内容から、議会として市民に対する説明責任を果たす必要があると判断し、令和4年9月22日第5回議会定例会で地方自治法第98条第1項の権限を委任された調査特別委員会（以下「本委員会」という。）を設置した。本委員会で行う内容は、事件の事実確認や背景、要因、人事管理、内部統制の検査を行い、再発防止に向けた方策を市に提言する。

## 2 調査特別委員会の設置

### (1) 設置の経緯

市長から令和4年7月29日付けにて議員懇談会の開催依頼を受け、市議会側から14名、市側からは市長、総務部長、民生部長、市民生活課長のほか、3名の合計7名が出席し、8月5日に議員懇談会が開催された。なお、懇談事項は2件であった。

1件目は、例年、阿賀野市合理化事業計画に基づき阿賀野市環境事業公社（以下「公社」という。）と随意契約している「し尿収集運搬業務委託契約」が令和4年度当初においても未締結であることが4月15日に判明したこと。以後、事実関係の把握と契約の早期締結に向け協議を行ってきたが、いまだ締結に至っていない旨の説明があった。また、契約の締結に至らない理由として、5社で構成していた公社側の構成事業者の変更が生じたことから、公社との随意契約が困難となり、そのため個々の事業者と契約を目指したが、条件が折り合わず契約に至っていないことであった。

更に、このことに加え、市側が契約に関し公社と協議をしている中で、担当係長（以下「担当者」という。）が、公社に対し私費で275万円を支払ったこと、公社と取り交わされた「覚書」が存在することが判明した旨の説明があった。このことについて、市側で担当者への聴き取りを行った結果、公社から委託料増額を求められ、上司の許可を得ずに自己判断で「覚書」を作成し公社と取り交わしたこと、私費で275万円を支払った事実が確認できたこと。いずれも担当者は、上司へ相談や報告をしておらず、上司は事件の概要を把握していなかった。という内容であった。

2件目は、令和4年5月に別の職員が「令和3年度分の複合ごみの処分費用の支払事務」を行っていたところ、業者への令和2年度分の未払いがあることが確認された。このため、担当者に聴き取りを実施した結果、令和2年度の一般廃棄物収集処理事業において、複合ごみ資源化処理業務に関し、新たな費用が発生することを承知しながらも必要な措置（上司への報告、補正予算措置、契約）を行わないまま放置していたこと、未払金の一部、1,547,920円を私費で業者の口座に振

り込んだこと、令和3年度分についても適切な支払事務を怠ったこと。上司は担当者から報告がなく、事件発覚まで知ることがなかった。という説明であった。

この2点の説明を受け、議会として市民に対する説明責任を果たすため、一連の事件の背景や要因、人事管理、内部統制などについて検査を行い、原因の究明と再発防止に向けた方策を市に提言することを目的とした調査特別委員会を設置することとした。

令和4年9月22日令和4年度第5回議会定例会において、地方自治法第98条第1項の規定による権限（事務検査権）を委任した、「阿賀野市し尿収集運搬業務委託及び複合ごみ資源化処理業務に関する調査特別委員会」を設置することが、全会一致で可決され、これが設置された。

以後、事務検査権に基づく書類検査及び参考人等からの意見聴取等の方法により検査を行った。

## (2) 検査事項

- ①覚書に関する事項
- ②阿賀野市環境事業公社との現金の授受に関する事項
- ③契約に関する事項

## (3) 委員会の定数

14名

## (4) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	山口 功 位
副委員長	宮 脇 雅 夫
委 員	風 間 輝 榮
委 員	村 上 清 彦
委 員	岡 部 直 史
委 員	近 山 修
委 員	清 野 栄 一
委 員	松 崎 良 繼
委 員	大 滝 勝
委 員	百 都 順 也
委 員	加 藤 博 幸
委 員	遠 藤 孝
委 員	天 野 市 榮
委 員	荒 澤 浩 和

(5) 委員会の運営と情報公開の取扱いについて

委員会の運営として、阿賀野市議会委員会条例第19条第1項に基づき公開とし、全ての委員会の傍聴を認めることとした。

ただし、参考人からの意見聴取については、市職員については非公開、事業者については秘密会とすることを議決し実施した。

3 特別委員会等の開催状況

回数	日時・場所	協議内容等
第1回	令和4年9月22日(木) 開会 午前10時57分 閉会 午前11時6分 議場	1. 正副委員長の互選について 2. その他
第2回	令和4年10月11日(火) 開会 午前10時47分 閉会 午前11時27分 議場	1. 委員会の運営について 2. その他
第3回	令和4年10月31日(月) 開会 午前10時00分 閉会 午前11時52分 委員会室	1. 書類の検査について 2. 次回の運営について 3. その他
第4回	令和4年11月28日(月) 開会 午前10時00分 閉会 午前10時56分 委員会室	1. 書類の検査について 2. 次回の運営について 3. その他
第5回	令和4年12月8日(木) 開会 午後3時30分 閉会 午後3時40分 議場	1. 参考人等次回の運営について 2. その他
第6回	令和4年12月14日(水) 開会 午後1時15分 閉会 午後3時33分 委員会室	1. 参考人からの意見聴取について 2. その他
第7回	令和4年12月16日(金) 開会 午前10時35分 閉会 午後3時42分 委員会室	1. 参考人からの意見聴取について 2. その他

第8回	令和5年1月16日(月) 開会 午前11時44分 閉会 午後0時4分 議場	1. 今後の運営について 2. その他
第9回	令和5年1月26日(木) 開会 午後1時28分 閉会 午後3時5分 委員会室	1. し尿収集運搬業務委託について 2. 複合ごみ資源化処理業務について 3. その他
第10回	令和5年2月17日(金) 開会 午前10時00分 閉会 午前11時12分 委員会室	1. 検査報告書について 2. その他
第11回	令和5年2月20日(月) 開会 午前11時03分 閉会 午前11時17分 委員会室	1. 検査報告書について 2. その他

#### 4 記録、資料の提出

##### (1) 執行機関に提出を求めた資料等

[令和4年10月18日付け提出依頼]

- ①令和2年度し尿収集運搬業務委託契約書
- ②阿賀野市合理化事業計画の進捗状況に関する資料
- ③阿賀野市合理化事業計画の策定に至るまでの間の5社との交渉経過の記録
- ④事業再編計画の策定計画に関する記録
- ⑤協定書(令和元年6月27日)締結に関する起案文書
- ⑥令和3年度し尿収集運搬業務委託料に関する覚書(R3.5.12付け)
- ⑦阿賀野市環境事業公社との現金授受に関する受領書(R4.3.11発行)
- ⑧阿賀野市環境事業公社との打合せに関する記録・報告書等(メモを含む)  
(令和2年度及び3年度中のもの) ※担当職員以外が作成した記録等を含む
- ⑨事件発生後、担当者及び関係者から聞き取りを行った内容について作成した記録  
や報告書
- ⑩公用車(担当課の車両)の運転日誌(令和2年4月～令和4年5月分)
- ⑪定期監査資料のうち業務委託契約に関するもの(令和2年度及び令和3年度分)
- ⑫担当者からの出納への経理関係の書類
- ⑬再発防止のため市民生活課で開催した会議の記録及び周知文書等



【提出がなかったもの】

- ・担当者の月間、週間スケジュール表（令和2年4月～令和4年3月分）

⇒ 文書不存在

- ・その他、調査に必要と判断された電磁記録を含む書類、帳簿等

⇒ 文書不存在

〔令和4年11月14日付け提出依頼〕

- ①公社側が「覚書を持参した」とあるが、その中身がどのようなものであったのか資料を求めたい。
- ②覚書を交わした翌日（13日）であるが、打合せするに至った経緯について資料等を求めたい。
- ③市民生活課の事務分掌の提出を求めたい。（令和元年度～3年度）
- ④担当係長の勤務実績（時間外勤務）等の資料の提出を求めたい。（令和元年度～3年度）

【提出がなかったもの】

- ・市側が料金徴収も含めた委託料を提案しているのに対し、公社側は「委託料は、あくまでし尿の収集運搬に関わるものであり、料金徴収について別物と考えている。」とあるが、結果的に市側は「収集運搬と料金徴収の2本立てで、算定する」とある。この委託料（算出）に係る収集運搬と料金徴収に関する市（と公社）の基本的な考え方、打合せや協議等の経過や参考資料等を求めたい。

⇒ 文書不存在

- ・市側は「合理化事業計画のとおり2台でやってもらいたい」としているが、公社側は2台による対応では「お客様から苦情が出る」と発言されている。市側はこの発言内容（2台での対応は困難）に関して、従来からどのように考え、また状況をどの程度把握、認識していたのか、このことについての打合せ、協議等はなされてこなかったのか、なされてきたのであれば資料等を求めたい。

⇒ 文書不存在

- ・市長の出席された打合せ、会議等の記録、資料があれば提出を求めたい。（令和3年度までの間）

⇒ 文書不存在

〔令和4年11月14日付け閲覧依頼〕

- ・解任の件について、閲覧により確認したい。

(2) その他提出を求めた資料等

〔令和4年11月16日付けで、阿賀野市環境事業公社へ提出依頼〕

阿賀野市合理化事業計画の策定から令和3年度のし尿収集運搬業務委託契約締結期間中における「阿賀野市との当合理化事業計画の推進、進捗に係る会議や協議、

打合せのほか、市に対して相談や依頼、要望した事項等」当市との間で行ってきたやり取りについて記録した会議報告書や打合せ記録等、このたびの検査事項の参考となる資料について。

## 5 参考人、執行機関の出席等

### (1) 参考人として出席を求めた者、証言を求めた事項

#### ①A参考人（現職職員）

##### ○出席を求めた日時

令和4年12月14日（水）午後1時15分から午後2時06分

##### ○回答を求めた事項

- (ア) 昭和50年施行の合特法と当市の下水道事業を考えるに、合理化事業計画の必要性、課題等、策定に向けた取組について、前任者から引き継いだのか。また、他市町村の状況把握をしてきたのか。
- (イ) 平成30年2月28日の公社の会議報告からは、当面の間の「公社としての公益的業務の維持確保」を第1とした合理化事業計画である。とも取られる。市と公社で合理化事業計画について、認識の違いがあったようだが、このことを含めて把握していたのか。
- (ウ) 市として合理化事業計画の位置づけをどう考え、公社との打合せをしてきたのか。公社は計画のたたき台を示しているが、市側の案はなかったのか。
- ・計画策定にあたり、実態や今後の需要見込みを考慮したのか。
  - ・計画策定にあたり、他市町村のし尿収集運搬業務委託料など、調査したのか。
  - ・公社と十分協議のうえ、双方合意のうえ策定されたものなのか。
- (エ) 平成30年3月22日に市長に計画の必要性を説明しているが、それまでの間の公社との打合せ、協議内容について内部共有できていたのか。
- ・担当係長の復命、報告記録は作成されていないのか。
  - ・口頭で報告を受けていたのか。
  - ・担当に作成、報告を求めていたのか。
  - ・必要に応じ上位者に報告をしていたのか。
- (オ) 環境の変化に応じ公社の要望も変化することが予測できる。令和元年策定の合理化事業計画の見直しを含め、公社との定期的な協議と内容の復命、報告はあったのか。
- ・報告がない場合、報告が必要と思わなかったのか。
  - ・どうマネジメントしようとしたのか。
- (カ) 覚書の作成、取り交わしについて承知していたのか。
- (キ) 担当係長が公社に支払った275万円について承知していたのか。事前の相

談があったのか。

(ク) ライン長（課長）としての職能、責務を理解されているのか。

(ケ) 今般、このような事態になった要因、原因はどのように考えているのか。

#### ○回答の概要

(ア) 私が市民生活課のほうに課長補佐として配属されましたのが、平成29年度になります。その際に前任者のほうから、一応現状といたしまして、事業公社さんのほうから、この合理化事業計画の策定について要望が出ておるという話を聞いておりますし、ただまだ策定には至っていないんだというふうなことの説明もございました。

またその後、令和2年から、私今度課長になったんですけれども、その際には前任者のほうから課長補佐として、実際に業務にも携わっていた部分ございましたので、それらを踏まえて、計画の目標を達成できるように努めていただきたいというふうな説明があったと記憶しております。

また、他市町村の状況の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、当時私どものほうでもいろいろ調査をいたしましたし、また実際にその策定の段階で前からですね前任の者も、いろいろ調査を行ったり、関係資料などを集めておりましたので、周囲の状況というのも十分把握しておったというふうに考えております。

(イ) この合理化事業計画の関係につきましては、これよりも以前からですねもう何回も、事業者の方とは協議を行っておりますし、またこの後、実際策定のほうに着手してからも、策定するまでの間に1年以上確か時間がかかっておったと思います。その間にも業者、公社のほうとはですね、何度も何度も協議を重ねておりましたので、そういった認識の違いというのはなかったのではないのかなというふうに考えております。

(ウ) まず合理化事業計画の位置づけということでございますけれども、この私どもでつくった合理化事業計画の目的のところにも書いてございますように、将来にわたり、し尿等の適正な処理を確保するとともに、し尿等の収集業者の業務安定を保持することを目的に、収集業者を支援するものと、そういったものであるというふうな位置づけをしております。

また計画のたたき台についてでございますけれども、この際に公社側から示されたものにつきましては、たたき台というよりもむしろサンプルが、つまり私どもがこういったものを、今までもやったことがないものですから、見本として提示をされたものだったというふうに記憶しております。

計画の策定に当たりましては、当然これまでの収集実績などを考慮いたしまして、需要の見込み、そういったものを算定してございます。また、先ほどの御質問の回答と重複もするんですけれども、そのときもそうですけれどもそれ以前から様々な調査あるいは資料の収集というのを行っておりましたので、その辺は十分努力をする、資料の収集に努めていったというふうなことで考えております。

また、公社との十分協議の上、やったのかということでもありますけれども、こちらのほうも十分時間をかけて、何回も協議を重ねていたの、双方合意の上、策定したものであるというふうに考えております。

- (エ) この30年の3月22日以前のお話ということだと思うんですけれども、それにつきましても当然打合せは何回も行ってございまして、その都度ですね、担当のほうで報告書をまとめ、上司の決裁を取っておったと思います。基本的には大体が課長決裁だったかというふうに記憶をしております。
- (オ) 合理化事業計画策定後につきましても公社のほうとはですね、随時打合せ、協議をさせていただいておりました。また、その結果につきましては、担当のほうから口頭、あるいは報告書という形で文章で報告を、書面での報告を求めていたところでもあります。以上です。
- (カ) この覚書につきましては、令和3年の5月頃、担当係長が作成しているのを気づきまして、注意をしたというふうな記憶がございまして、その後につきましては、特段、その際に、担当係長のほうでも、軽率であったというふうなことを言いまして反省をしておったようですので、その後は、特段私のほうから何か言ったという記憶はございません。今回、この件でその覚書のコピーを見せていただくまで、ほとんど失念をしていたような状況でございまして。
- (キ) お金の支払いについて、私がそれを承知したのは、私が異動になった後、4月に入ってから、現在の市民生活課長のほうから話があったというふうに記憶をしております。したがって、それ以前の相談というの、私は一切受けておりません。
- (ク) 理解をしていたつもりではありましたが、十分ではなく、認識が甘かったものと、今では考えております。
- (ケ) 私は課長としての職責を果たすことができませんで、業務の遂行などは、担当者任せになっていたこと、また進行状況の確認のチェックもですね、怠っていたことが大きな要因ではないかというふうに考えております。

②B参考人（現職職員）

○出席を求めた日時

令和4年12月14日(水)午後2時28分から午後3時31分

○回答を求めた事項

- (ア) 委託料の積算方法(根拠)について、前任者から引き継いできたのか。
- (イ) 公社との打合せ等について、記録の作成や上司へ報告していたのか。
- (ウ) 合理化事業計画をどのように捉えていたのか。
  - ・計画策定の必要性。
  - ・計画の内容。
- (エ) 合理化事業計画の進捗管理(チェック)は、どのように実施してきたのか。
- (オ) 令和3年度業務委託料には、五泉施設衛生組合への搬入による増加分も含まれているのか。
- (カ) 「覚書」の作成について
  - ・作成の動機は、どのような目的で作成されたのか。
  - ・作成に至る過程で誰かから指示があったのか。
  - ・何故、事前に公社へ「覚書(案)」を示したのか。
- (キ) 現金(275万円)の受渡しについて。
  - ・支払う理由、背景は、どのような考えからか。
  - ・金額の算定根拠は。
  - ・支払う判断は、一人で行ったのか。
  - ・「覚書」の件と合わせ、同僚、上司への相談、報告は行ったのか。
  - ・支払った現金は、今後返却(返金)されると思っていたのか。
- (ク) 担当している業務について、適切な職務(業務・事務)量と思っているのか。また、係長としての職能、責務を理解されていたのか。
- (ケ) 今般、このような事態になった要因、原因はどのように考えているのか。

○回答の概要

- (ア) し尿の委託料に関しましては、積算根拠というの数字っていいですか根拠を示すものが、もともとありまして、合理化事業計画に基づいて作成されたものがありまして、そのフォーマットを前任者の方から引き継いでいました。
- (イ) 公社さんとの打合せ、特に今回やってる委託料のことにに関してなんですけれども、年度の私引き継いだ令和2年度のときに、令和3年の委託費をどうするかという形で、余り予算の秋口から始めましたけれども、当時の上司とか、課長も気にしていてどうなってるかっていうような形で話をされていたことはあるんですけれども、一応このような内容のもので公社さんと、交渉しますよというところまではしてたんですけれども、結果的にですねその後、いろいろ公社さんとの話をしている中で、全ての報告をきっちりしてたかといわれると、正直していなかった部分がありました。  
それ、なかなか交渉というか、話し合いがうまくいかなかったことと、ちよっ

と疑義が、今思えばそれを直接、当時の課長、もともとの課長が関わった合理化事業計画に関わったりして内容をよく知っていたところあるので、確認すべきだったというところがあるんですがそれは、正直全てを報告してたわけではないので、今回の事態になっただけということでは確かです。

- (ウ) 合理化事業計画についてですけれども、策定の必要性に関しましては、合理化事業計画を策定する過程のある程度の決裁関係というのは、私そのときに係長を既にしていましたので、内容を見る機会がありました。その中で、し尿が減少をしていく、あと、浄化槽も減っていくという中で、業者さん自体をどのような再編成する必要がいずれにしろあるという課題に対して、業者さんたちと市のほうで、今の現状と課題っていうのを共有していくという意味で、計画という形のものをつくっていくという趣旨だという私で、理解していました。

計画の内容なのですけれども、細かい議論のところ、ちょっと私、正直話し合いには関わってなかったんでなんですけれども、大きな計画の内容としましては、市内に5社あるし尿くみ取り業者さんを、の中から、最終的にし尿をやっていく業者さんを絞ってもらい、何社減らせということじゃないですけど絞ってもらえるなら絞ってもらいように促すことが一つの目的だったと。それに伴って、し尿処理から、撤退するか手を引いたり、そういった業者さんが出てきたときに、それをどうやって補償するかという議論を長年、合理化事業計画を結ぶにあたって、業者さんと市のほうで話し合いをした結果として、代替業務を出すという形で、ある程度合意に至っている。

ただ、合理化、すいません。代替業務の中身をどうするかということに関しては、上下水道の関係のものを、大きなものを出すという話は、聞いてましたけれども、細かいことに関しては、ある程度、その場で合わせていくようなことで、うまく調整をしていくんだというような形で、令和2年のときにこのし尿のものを担当として引き継ぐときにそのような形で説明されて、そのように理解をし、そういう形のものをするべきなんだという形で、理解をして引き継いだというふうに記憶をしています。以上です。

- (エ) 合理化事業計画の進捗ということなのですけれども、進捗管理に関してなのですが、合理化事業とかし尿の引き継ぎをした際に、ちょうど私が引き継いだ前年の令和元年度からスタートしたような形でしたので、この合理化の、合理化の内容に関しては、事業所、くみ取り業者さんたちが、どのような形で合理化を進めていくかということに対して、主に車を減らすというところなんですけれどもし尿に関わる車のものをまとめていくという、そういう計画を事業者さんのほうも、合理化事業計画にいっぱいそういう形で計画を出されているので、その進捗状況を主に確認するというような形で、引き継

ぎのときそのような形で引き継いでいました。

ただ、多分今問われてる進捗管理って何ですかという話なのですが、合理化事業計画を立てたときに、公社さんと協定を結んでいて、その協定の中で、事業公社さんの決算状況とか、そういったものを出してもらって、チェックをしろ、するという一文が入っていたんですけども、その物自体をちょっと私のはっきり理解をしてなかったということは事実でして、引き継いだ令和2年、3年の中で、それを直接的に求めたことがないというような状況になります。なのでどちらかという私のほうから直接公社さんのほうに、合理化事業を公社さん進めるに当たって公社さんで何をどのような形をされてますかっていったときに、主に話をしたのは、会社さん、し尿くみ取りに関わる会社が当時令和2年の当初5社でやっていたのを、3社のほうに取りまとめましたよってという報告を受けたり、どちらかというそういう実稼働でどうなっていましたかというチェックにとどまったっていうのが、実際のところですよ。以上になります。

(オ) 令和3年度の委託料なのですけども、これについては、一応、阿賀北が廃止になって、五泉施設組合に移るその分の搬入を考慮した増加分は含まれています。一応今回、一番最初にあります委託料積算、その積算根拠を計算するに当たって、その部分を反映してはいます。

(カ) 覚書の作成に関してなんですが、これに関しては、令和3年度の業務委託を公社さんと結ぶ、幾らで結ぶかっていう話合いをしている中で、最終的にこちらが示した額が、前年度の約500万、約500万減になる、年間の委託料が減になるという形で、公社さんに示したのですが、公社さんのほうから、細かい理由はあれなんですけども500万減るのは、納得がいかないんだというお話で、契約に関して、平行線になったっていう経緯があります。

その中で、その減る部分、減ってる部分を、当初、納得がいかないんで、令和2年度ベースに、金額で契約を結べないかというお話がありました。ただもう、予算的にそれをやるのは無理なので、それは難しいですという話の中で、先ほどちょうど五泉施設組合の統合の話もありまして、公社さんのほうから、令和ちょうど3年というのは、11月に廃止だったのが12月から途中だったわけなんですけど、令和4年になれば完全に4月から12か月、五泉施設組合のほうに移るので、そのまま金額、もう令和3年と令和4年の委託料はそっくり同じ金額になるのか、それはなおさら納得がいかないというような趣旨のお話がありまして、そのときに、それをそのまま次年度の話なので、何とも答えようがなかったという中で、その部分をしっかりと、何かしら担保するようなものを結べないかということが、提案があったということで、作成をしたというのが経緯にあります。目的になります。

作成をする、取り交わせないかという話がありました。

- (キ) この件に関しましては、今現金275万という話が、もともと、これは単純に2倍ではないんですけど、もともとはその覚書を結ぶ契機の話になりました、令和2年度のし尿くみ取り委託料と、令和3年度のくみ取り委託料の差額分、500ちょっと正確な数字はそれをその覚書の中で、何らかの、それを見直しをかける約束をした格好になったということで、それを2回に分けましょうという話をしていることとなりますので、その支払った理由の相手はその覚書の形のなのですが、金額の算定根拠というのは、それがベースで約その半分だという形で御理解いただければと思います。

この支払う判断に関しては、私が勝手に決めたことです、その背景は、先ほどの覚書自体が、公社さんから当初あって、どう考えても、つまり、御質問の話の前に戻るような形になるんだと思うんですけど、覚書の案なんて言ってるのは多分市長の名前がついたものであるんだと思いますが、当初は市長との名で、ちゃんとした公印を押す形で、覚書を締結できないかというお話でして、あの案は、一応どういう内容かというのを口頭で言われたので、言われてた内容はこういう話ですよということをした話なんですけど、それをつくった段階で、どう見てもこれ市長に上げてとおる話ではないというのは、私の中でもありまして、最終的には市長じゃなくて、課長名でいいですよという話になったということではあったんですけども、予算のようなことをやった査定あった後なので、今更こんな話をして、もめるだけでというところで、私が独断で考え、勝手にした話以上でもそれ以下でもありません。

次の同僚、上司への相談という話なんですけど、契約を明日明日しなきゃいけないという段階で、本当は、上司に、こういう形でもめにもめそうなんですという話をすれば、するべきだったんですけども、ちょっといろいろうん、もう、お話があった内容と覚書の締結も含めてなんですけれども、正直どうしていいか分からなくなったというのが正直なところなんですけれども、もともと覚書の問題を先送りをした形になったのですけどいよいよどうにもならなくなって、支払ったものですので、当然誰にも報告も相談もしようがないのでしていないということになります。

最後の、支払った現金が返金されるのかどうかという話なのですが、これに関しては正直分かりませんというか、もともといろんな経緯があって、私が出したのですけれども今のこの騒ぎの中で、ちょっと私個人的に公社さんと、この件も含めて、何か話をするのも、いろいろ問題もあるんだろうということで、特に話もしていないので、どうなるか正直分かりません。以上になります。

- (ク) まずは担当してる業務に関してなのでんですけども、適切な業務量かということ



ですね、正直ほかの係長だったらこうなってるのかどうかというのは、正直、私は分かります、結果論的にはこなせなかったっていう形です。

これは、言い訳になってしまうのかもしれないですけども、当時令和3年に当初に引き継ぎをしたときに、前任から注意されたというかですね、4月から本当に、し尿とそれ以外にごみの委託の関係も私4月から引き継ぐことになったのですが、3月末の時点で、それまでの仕事の業務がまだ机の上に溜まっていて整理がついてなくて、このままいって、いきなり支払いとかになるけど大丈夫なのかと言われたんですけども、そのまま引き継いでしまっていた状況では、確かにありました。

なので、注意を受けてた中でそういう処理をできなかったというところがあるのですが、その次の係長としての職務、責務というお話をどう考えてるかということなのですが、これはこの2年、今もあれなんですけども、令和2年、3年、当時の課長とか今の補佐からも、係長なので、直接的な業務をするのは、なるべく部下へ振れるように振れるものは振るよという形で、結構言われてはいたんですがなかなか細かいところで、いろんな仕事の部分をうまく分散できなかったというところはあって、そのところを係長としてどうだっているところ、多分、課長なり、課長補佐から思われて、指摘を受けるということはそうなんだろうなというところあるので、どのように今、理解されてるかという問いかけ、理解してるかという問いかけをいただければ理解が、職務も全うできていなかったとしか、もう言いようがないというのが現状にあります。

(ケ) これに関しましては、一番の問題は、上司への報告のタイミングと、正直余りあの公社さんと、特に金額とか、過去の経緯の問題があったので、基本的に窓口も含めて、1人で対応しなきゃよかったんだということが、正直、今一番悔やまれるとこなんていうか反省すべきであったと思っています。

さっきも最初のほうで質問あった、そもそも合理化事業計画を理解してるのかという話が、多分そのところ、皆さんも疑問視をされているんだということだと思っんですけども確かに大きな計画としては、読ませていただきまして、決裁回ってきて中身のある程度、何か疑問があればということで、細かいところは意見を言ったりとかして、作成に全く関わってないということではないんですが、それまでの何年かずっと細かい、公社さんとの交渉に関してのところ、私もはっきり聞かしていなかった中で、当時の課長だった課長さんなんかもそれをずっと関わったところなんで、例えば疑問があったら、こういうふうに公社が言っていたんだけどそれって正しいのかっていう話をすれば、正直言って覚書とか、云々の話のような形で追い込まれることはなかったんだろうなというのは、これはそういう経緯に陥った、段々こうい

う形で独断でやっていったということ、自分でそれしかもう道はないなと考えたのはもうそれが理由なので、それで間違いないと思っております。

③C参考人（秘密会で開催したため、氏名、所属及び役職は記載しない）

○出席を求めた日時

令和4年12月16日（金）午後1時18分から午後2時38分

○回答を求めた事項

秘密会で開催したため記載しない

④D参考人（秘密会で開催したため、氏名、所属及び役職は記載しない）

○出席を求めた日時

令和4年12月16日（金）午後2時50分から午後3時35分

○回答を求めた事項

秘密会で開催したため記載しない

(2) 執行機関として説明を求めた者、説明の概要

①E部長

○出席を求めた日時

令和5年1月26日（木）午後1時28分から午後3時05分

質問 このたびの事件は、民生部を統括する立場として、どのように認識しているのか、また、責任の所在はどのように考えているのか。

答弁 どのように認識しているかということでございますが、当然のごとくあつてはならない事件であつたかと思っております。この不思議だなという思いであります。事件は令和3年の早い時期に起こっているということが後ほど分かりました。私が知ったのは、し尿の事案で令和4年4月18日です。確かこれは8月の頭に、皆様方に報告させていただいた中でも、お話をさせていただいたかと思っておりますが、そういうことで、担当課長から報告をしたい案件があるということで、関係する部課長で、政策員も含めて、4月18日に最初にお聴きしたところです。

複合ごみについての第一報を聞いたのは、日にちは定かではありませんが、令和4年の3月の半ばであつたかと記憶しております。このときは、担当課長と補佐から粗大ごみの予算が足りなくて不足しそうだという報告であります。それで、深刻さというほどの、私の認識はそう感じ取れませんでしたので、何らかのその流用とかで、何とか解決できるのかなという認識でございまして、このような大きな問題に発展するというのは、その時点では認識してございませんでした。その二つとも、事件の発覚、発生した割には非常

に私への報告が遅かったので、不思議な事件だなという認識でございます。続きまして、責任の所在であります。当然、民生部で起きたことでありますので、民生部で起きた全てのことは、私の責任の範疇にあると心得ております。ただ、常日頃課長職も務めておりましたので、課長職であった折には、この課で起きた全てのことは私の責任ですと、常々そのように、部下にも、4月の初めに、課内会議の時にもお伝えをしておりましたので、まず一番責任取らなきゃいけないのは、当事者、そして、意思命令系の関係職員、その中には当然私も入っております。当事者、それから上司直属の課長、そして私なのかと、このように感じているところでございます。

質問 複合ごみの事件が発生した要因は、どのように捉えているのか。

答弁 非常に報告が遅かったのかなと。この要因は、報告と連絡と相談、公務員に限らず民間でも、この報告、連絡、相談、報連相と言われていますが、このコミュニケーション、日常的なコミュニケーションは大切だと、これがまずなかったのが最大の要因じゃないかと、加えて申せば、上司の部下への業務の労務管理の配慮不足、これが問われても致し方ないのかなと、このように感じております。

質問 契約や出納関係の事務処理が不適切だったと思われそうですが、庁内や部内、課内で契約や出納事務に関する研修会や勉強会など実施されてきたのか。

答弁 お尋ねの研修会等の実施の有無につきましては、全庁的にそういった研修会等は、事件発覚まで行われておりませんでした。ただ事件後、今年に入っておりますが、そういった研修会は実施されてございます。

質問 今回の事件を受けて、民生部で再発防止に向けた取組を何かやっているのか。

答弁 取組といえるかどうか、であります。この8月のお盆頃に民生部の各課から私のところに上がってくる起案につきまして、ちょっと感じるところがありましたので、各課長には部下が書いてきた起案について、もうちょっとチェック入れてくださいと、担当者が、関連の団体から、こういった依頼をされましたので、依頼してよろしいでしょうかというものに対して、すんなり私のところに上がってくると、課長もちょっと考えてくださいよと、部下がどういう思いでいるのかというところをもうちょっと気配り、部下に対して気配り目配りが大事なんじゃないんですかと、お願いしますよといったことは、課長には、盆前ぐらいにお伝えしてあったかと。そしてこの事件を受けてなんですけれども、9月の末だったかの10月、9月の末ぐらいだったかと思うんですが、私これまで、社会福祉課長3年、健康推進課長1年の計課長職、3年4年して参りました。

4月の課内会議をやるんですが、その中で、私の仕事観ということで私の仕

事に対する考え方をお伝えしていたところでもあります。この中には組織優位の考え方、要は指揮命令系統についてはこう考えますよとかですね、報連相が大事ですよと、特に報告が一番大事だと、当然責任を持ちますと、ただ、報告のないものについては、知りようがないので、そこに責任を問われても、責任は持つけれども、その辺ですね、限界があるので、その辺は十分悪い報告ほど早く上司に伝えてくださいと、このように4年間はお伝えをしてきたところでもあります。あと、原因と結果、このような行動をしていればこのような結果になるのではありませんかということと、今このような結果が出たのは、前にこのようなことをしていた原因があるんじゃないんですかと、その辺を常日頃から考えて仕事に当たってくださいねというようなものを、ちょっとした冊子にして、配ってございました。

9月の末に、全民生部の職員宛に私の考えるところということで、これまで担当課の課員だった者にしか、伝えてはいなかったんですが、メールを通して私の仕事に関する今お伝えしたものを、全部の民生部の所属職員に伝達いたしました。これは、取組といええば、私が行った取組なのかなと、今になって感じているところでもあります。

その以外は特段、研修とかしてはございません。

## 6 検査の結果

### (1) 覚書に関する事項

#### 〔背景〕

市が「合理化事業計画」を令和元年5月に策定し、その計画に準じた形で公社により「事業再編計画書」が令和2年1月10日に策定され、その計画中に、し尿専用車両が計画的に減車することがうたわれている。

合理化事業計画では「一般廃棄物処理業者等の有するし尿の収集運搬に係る車両については、令和3年度から2台にすることとし、車両を専用化することを目標とする。」とされており、また、事業再編計画においてもし尿専用車両の必要台数算定台数を令和3年度から2台に1台減車する計画となっている。

両計画上は、どちらも令和3年度から2台となっているが、減車による委託料の減額が公社にとっては事業再編計画を進めていく上で、大きな障壁となることから担当者と公社の間で令和3年度委託契約の協議を進めてきた中で、双方の合意点を見出すことができなかった。公社側としても先々の見通しが立たないことに不安があったことから、令和3年度の委託料の見直しや令和4年度の委託料を算出する時に、令和3年度からし尿投入施設が変更になることによる委託料の検討をすること

を担保するための書面の取り交わしの要望があり、令和3年5月12日付で「覚書」が取り交わされた。

〔検査結果〕

○「覚書」の作成

市担当者と公社が相談し作成されたもので、記載内容や締結者についても相談し作成されたものである。なお、作成に当たって市担当者は上司に相談することなく許可を受けずに独断で作成、押印したものである。

○「覚書」の目的

一つは、令和3年度委託料の減額分の補填の検討であるが、公社側にとっての一番の目的は、令和4年度の委託料の算定時にし尿投入施設が変更になったことによる運搬距離を検討することを双方で合意するためである。

○上司への報告

担当者から上司へ相談及び報告は一切されていない。

(2) 阿賀野市環境事業公社との現金の授受に関する事項

〔背景〕

し尿専用車両が1台減車となったことで、令和3年度の委託料が前年度から減額になった。

現金を支払うことに至ったのは、「覚書」の中に「減額分の補填を検討する。」と記載してあることが要因で、担当者が、「覚書」を取り交わしたことで、公社側に「減額分の補填」や「令和4年度の委託料の増額」について期待させたが、実際には難しいことが明確になったこと、「覚書」自体が独断で作成し取り交わしをしたものであったこと、また、公社側に迷惑をかけたという意識が強くあり担当者自身もどうしようもなくなり支払うことに至った。

一方、公社は、通常は振込であるものが現金持参の支払いであったことから疑問を抱き、改めて担当者に直接確認し、「大丈夫」との回答を得て、「覚書」に基づいた支払いと認識し受領した。

〔検査結果〕

○現金の支払い

担当者が公社との間に「覚書」を独断で取り交わしたことが要因となり、令和2年度から令和3年度の委託料の減額分の補填として、担当者自身が判断し、自身の蓄財から支払ったものであった。

○領収書

自身の蓄財から支払うことにしたため、公社に現金で支払い、領収書の相手先及び但し書きについても実在しない名称の記載を公社に求めた。なお、但し書きの「令和3年度し尿収集業務コロナ対策費」は、公社と協議する中で、コロナ対策の別予

算について話を出したことがあったことから記載を求めた。

#### ○現金の受領

公社は、現金持参の支払いについての確認をし、「大丈夫」との回答を得たため、「覚書」に基づいた支払いと認識し受入処理をおこなった。

また、委託料減額分の補填は難しいものと考えていたところに、一部支払いが行われたことから、市側より補填金の支払いがあるものと捉え、残額についても支払いを求めた。

#### ○相談及び報告

担当者は、「覚書」の作成、締結について、また事件の経過も含め、報告を先送りしていたこともあり、冷静な判断ができない状況で私財から支払う判断に至った。なお、本行動に至るまでの間、上司や同僚へ相談や報告は一切されていない。

#### ○管理監督体制

担当課長は、公社との定期的な協議の場に参加する機会が少なく、「担当者任せ」になっていたため、合理化事業計画の進捗状況を十分把握することができず、公社との認識が違っていることに気づくことができなかった。

また、担当者とのコミュニケーションを十分に行わなかったことから、担当者が抱える問題や悩みを把握することや、所管業務の統括ができていなかった。

### (3) 契約に関する事項

#### [背景]

市は令和2年度の資源ごみ・不燃物及び粗大ごみ収集運搬に関する業務委託契約を事業者と締結した。

資源ごみ・不燃物及び粗大ごみのうち、複合ごみ（チャイルドシートや小型廃家電等）については中間処理業者が無償で引き受けていたが、メーカーの受入品質基準変更に伴い、鉄以外の不純物が多いごみについて、11月から受入れが不可能となり、処分費用が発生することになった。

このことについて、事業者は8月に担当者に相談し、事業者は11月分から発生した処分費用を市へ請求していたが、担当者は必要な契約及び補正予算等の事務処理を行うことなく放置していた。

また、令和3年については、契約及び予算措置の事務手続きはなされていたが、毎月の請求に対する適切な出納事務処理がされていなかった。

#### [検査結果]

#### ○契約

新たに処分費用が発生することを事業者から報告があった時点で、担当者は上司へ報告し、令和2年度の契約変更や補正予算について指示を仰がなければいけないが、担当者は、上司への報告を怠り、また、契約変更等の必要な事務手続きも怠っ

ていた。

また、行政職員として事務を遂行していく上で必要な契約や出納事務に関する研修会が実施されていなかった。

#### ○現金の支払い

令和4年5月12日に事業者の口座に振込された金額は、令和2年度分の処理費用の一部として、担当者自身が判断し、自身の蓄財から支払ったものがあった。

その理由は、担当者は発生する費用について支払うという感覚がないまま、事業者からの請求書を受け取ってしまったこと、契約も予算化もしていなく事業者に迷惑をかけられないという思いから発生した費用の一部を振込んだ。

#### ○出納事務の遅れ

令和3年度の契約及び予算措置はされていたが、事業者とごみの量や処理について打ち合わせが思うように進まなかったことから、複合ごみについての課題が先送りされたままとなり、また、その他の業務に問題を抱えながら業務にあたっていたため、結果、事業者から毎月の請求に対して支払事務がなされないこととなった。

#### ○相談及び報告

担当者は、その他の業務にも携わっていた事情もあるが、このたびの新たに処分費用を含め、担当している業務に関して上司に相談・報告をしていない。また、上司は課内の業務執行状況の確認とともに、職員の処理状況を把握していなかった。

## 7 まとめ

### (1) し尿収集運搬業務委託について

平成24年7月19日、し尿収集運搬業務を行っている市内5業者から「下水道整備に伴い一般廃棄物収集運搬業務減少に対する対策救済についての請願書」が市議会に提出された。同年9月議会定例会で採択となり、合理化事業計画の策定について表面化した具体的な進展はなかった。

そのため市内5業者は、市長に対し改めて平成26年5月23日付けにて「要望書」を提出したが、回答がないため、同年11月13日に「請願の採択に伴う執行機関の請願の処理及び結果に関する陳情書」が市議会に提出された。その一方で、市長は同日に陳情に対して回答していることを踏まえつつ、11月21日の議会運営委員会でその取扱いについて協議し、所管の常任委員会で対応を検討することとなった。

その後、合理化事業計画の策定に向け担当課で内部検討が進められるとともに、「委託業者の一本化」、「委託料の算定基準となる定額制及び従量制」、「し尿収集運搬車両」など、具体的な事項について、公社と協議が重ねられてきた。平成28年度に市内5業者からなる公社が設立され、合特法に基づく随意契約が可能となった。

合理化事業計画策定に向けた打合せは、平成29年9月27日から市と公社間で開催され、平成30年3月22日に市長から原案策定の指示があつてからは、委託料や代替業務、車両台数等について双方で協議がなされ令和元年5月に合理化事業計画が策定された。

合理化事業計画が策定されたことから、公社は「事業再編計画の策定」に着手し、令和元年6月27日には、「合理化事業計画」と「公社策定の事業再編計画」が各々双方が履行することを定めた「協定書を締結」した。なお、公社は、令和2年1月に合理化事業計画に準じた内容で「事業再編計画書」を策定した。

公社は、「合理化事業計画」と「事業再編計画」を策定する過程において、市との協議や計画策定を含め、具体的・専門的な対応、法律を熟知し、行政経験が豊富であり、他自治体の計画策定にも携わってきた方を招き、取り組まれていた。

市は、合理化事業計画に基づいて令和3年度において、委託料の基礎となる計算車両台数を令和2年度3台から1台減車し、2台での委託契約を締結したものの、公社は納得していなかった。公社は、2台での業務遂行では市民サービスの低下を招く恐れがあること、委託料が減額になることに納得がいかなかったことから、委託料や計画の見直しをその後の会議の中で訴えていた。

この公社との会議・協議の場には、担当課長が出席することが少なく、多くは担当者が一人で出席する「担当者任せ」の状態となっていた。担当者は、公社からの合理化事業計画の問題点や様々な要望等を受ける中で、上司へ相談、報告をせず自身の判断により令和3年5月12日付けの「覚書」を作成し、公社と取り交わしをし、この「覚書」が契機となり、令和2年度から減額となった令和3年度委託料の一部を上司等に、これまた相談、報告することなく、自身の蓄財から支払う行動をとってしまった。

この度の事件が発生した要因は、下記と考えられる。

- (ア) 担当者の職務・事務処理能力及び職務上、重要なコンプライアンス（規範・規律）等の認識が不十分であり、このため必要な相談、報告がなされていなかった。また、担当課長も担当者任せになっており、担当者も事案対処にあたり複数対応をとらず、一人での対応が継続されていた。
- (イ) 担当課長は、担当者からの相談、報告がないことを合理化事業計画は順調に進捗していると解釈し、実務的な把握と確認を怠り、結果として合理化事業計画に対する公社の認識の違いから様々な問題が生じていることを認識していなかった。
- (ウ) 公社は、合理化事業計画や事業再編計画書、その両計画の遂行するための協定書について、十分な認識ができていなかった。
- (エ) 担当者、管理職は、それぞれ求められる職務と職能がある。特に、管理職は部課内の総括、統括を担い、必要に応じて相談、会議、指示などを行い、部課内



- のコミュニケーションの円滑化を図ることが求められ、また、その職制を十分認識しておかなければならない。しかし、市の組織全体としても、規律・規範研修、職能別研修、コンプライアンス研修を体系的に十分実施してこなかった。
- (オ) 報告の有無にかかわらず、一般的には問題が生じた場合の責任は管理監督者が負うこととなるが、その認識が薄い。
- (カ) 役職にかかわらず職員間のコミュニケーションを図り、些細なことでも相談ができる体制の構築が必要であるが、できていなかった。

## (2) 複合ごみ資源化処理業務について

複合ごみ（チャイルドシートや小型廃家電等）の処理については、これまで、議会へ提出された資料及び説明に基づいて検査を行った。市は、資源ごみ・不燃物及び粗大ごみ収集運搬に関する業務委託契約を事業者（以下「受託業者」という。）と締結し、その中で、受託業者が回収し複合ごみについては、中間処理業者に処分を依頼していた。

中間処理業者は、複合ごみの中に価値がある物と処分にかかる費用が相殺できたことから無償で引き受けていたため、受託業者の費用負担は発生しなかった。

その後、メーカーの受入品質基準変更に伴い、鉄以外の不純物が多いごみについて、令和2年11月から受入れが不可能となることになったため、受託業者は、新たに処理業社を探し1キログラム80円の処分費用が発生することになった。

このことについて、受託業者は令和2年8月に市担当者に相談したが、担当者は、新たに発生する処分費用を負担することについての適正性や契約変更の必要性、予算確保について、上司への報告、相談を怠っていた。

受託業者は、担当者が新たに発生した費用の負担について了承していたと受け止め、実績に基づき11月分から市へ請求書を提出していたが、担当者は必要な契約及び予算措置がされていないことから支払いしていない。

令和3年度については、新たに「複合ごみの資源化処理委託契約書」を受託業者と締結し、また、予算措置もするなど必要な事務手続きはされているが、令和4年5月、令和3年度出納閉鎖期間に別の職員が令和3年度分の支払い事務を行っていたところ、受託業者は毎月請求書を担当者に提出していたにもかかわらず、適切な出納事務処理がされずに支払いがされていないこと、また、令和2年度の未払いがあることを受託業者から告げられ職員が把握した。

令和2年度の未払いについて、課長らで受託業者に事実確認をしていたところ、令和4年5月12日に担当者が上司に相談、報告することなく未払金の一部を蓄財で支払う行動をとってしまった。

この度の事件が発生した要因は、下記と考えられる。

- (ア) 担当者の職務・事務処理能力及び職務上、重要なコンプライアンス等の認識が

不十分であり、このため必要な相談、報告がなされていなかった。また、担当課長も担当者任せになっており、担当者も事案対処にあたり複数対応をとらず、一人での対応が継続されていた。

- (イ) 行政職員が業務を遂行する上で契約及び出納処理に関する事務は必ず理解している必要があるが、庁内で契約及び出納処理に関する研修会が実施されていなかった。
- (ウ) 管理職は、それぞれの部課内の予算の執行状況を確認し、問題の早期把握に努める必要があるが、そのことが実施されていなかった。
- (エ) 役職にかかわらず職員間のコミュニケーションを図り、些細なことでも相談ができる体制の構築が必要であるが、できていなかった。

### (3) 提言

このたびの事件は、一職員の職務・事務処理能力及び職務上、重要なコンプライアンス等の認識不足から、また管理監督する立場にある職員においても、自身の職務に対する認識不足が、加えて部課内の職員間のコミュニケーションづくりを含め、総括・統括すべき職務を果たすことができていなかったことにある。しかし、このことは、職員が現組織体制において規律、規範に基づいた職務の遂行ができていないことであり、組織的にも内部統制が構築されていないことである。社会から求められるガバナンスコード（内部統治・管理）、コンプライアンス意識の醸成、そのための人材育成・教育研修などを、時代に即して実施していくことが肝要であるが、組織そのものが現状維持バイアス（現状維持思考）となり、漫然的に従来どおり、前年どおりの意識下で研修会に取り組んできたこと、指摘されかねない状況にあると確認された。

本委員会は、今後このような事件が生じないため、下記とおり再発防止策を提言する。

- (ア) 組織ガバナンスコードの再確認、再確立と合わせ職員への浸透定着を図ること。
- (イ) 部門・業務ごとに職務・業務内容の点検と業務執行マネジメントを確立すること。合わせて、業務執行マネジメントに基づく職能・職制に応じた研修カリキュラムの再構築と研修会の実施、ならびに職員が研修会に参加しやすい環境を担保すること。
- (ウ) 全組織的、階層別コンプライアンス研修を定期的実施し、職員のコンプライアンス意識の向上を図ること。
- (エ) 組織内の職場環境づくりは、市長を筆頭に職員同士のコミュニケーションが重要であり、そこから改善点を見出すことができる。コミュニケーション研修を研修カリキュラムに組み入れるとともに、ハード・ソフト両面から、い

わゆる「仕事がしやすい」、「休憩しやすい」職場環境づくりに取り組むこと。

(オ) 組織体制の円滑な運営を図るためには、管理監督の立場にある者が中心になり、業務にあたる必要があることから、業務の進捗状況や課題等の把握、共有を進め、庁内、部課内の会議を定期的を開催すること。

(カ) 管理職とは、「組織の責任者」である。管理職においては、職階に応じた責任を負わなければならないことを十分に理解し、部課内のマネジメントを担い、リーダーシップを発揮して、職務を遂行すること。

#### (4) 総括

議会として市職員の不適切な事務処理を把握することとなった発端は、令和4年8月5日の市長からの要請で開催された議員懇談会での報告によるところで、議会としては、市民に対する説明責任を果たすため、地方自治法第98条第1項による権限を委任した調査特別委員会を令和4年9月22日令和4年度第5回議会定例会において設置し検査に取り組んできた。

調査特別委員会を設置して検査をすることの意義は、不適切な事務処理を行った職員を糾弾することではなく、一連の事件が起きた背景や要因、人事管理、内部統制、責任の所在を明確にし、これらのことを市が認識し今後の再発防止に取り組むための方策を提言することである。

一連の事件は、職員個人の問題にとどまるものでなく、市全体の組織的な問題も浮き彫りになった。

市長はじめ執行部においては、このことを自覚し、本報告書の意見、提言を誠実に実施することを強く要望する。

本委員会の検査にご協力を頂いた関係各位に感謝を申し上げ、委員会報告とする。

